

1 自然環境保全区域に係る提言

現行

区域の定義	(1)鏡川の水量を確保し、良好な水質を維持するために必要な区域 (2)動植物などの生息環境として適合した区域 (3)鏡川の自然環境として特性のある区域 (4)その他鏡川の流水及びこれと一体となって良好な自然形態を有していると市長が特に認める区域
保全手法	開発行為（建築物・工作物の新築、土地の形質変更、木竹の伐採等）に対する届出及び条件への適合義務
指定地	筆山、山内神社の森、石立八幡宮の森、朝倉神社の森及びその裏山、岩ヶ淵及びその裏山、川上不動尊の森及びその周辺の森林、七ツ淵神社の森及びその周辺の森林 計7カ所

審議会提言（H31.3）

区域の定義	鏡川水系の河川と一体となって自然度の高い環境を保ち、かつ、鏡川流域を象徴する景勝地たりうる区域
保全手法	指定済み区域：現行条例に定める行為制限に係る届出制を継続 新指定区域：流域保全区域に準ずる
候補地	工石山の森林とサイの河原、高川渓谷、桑尾の石灰岩地植生と大穴の谷峡谷、大穴峡と石灰岩地植生、樽の滝、平家の滝・森林公園、夫婦岩、山姥の滝・ゴトゴト石、菖蒲洞、吉原渓谷、鏡地区の石灰岩植生、雪光山、鏡ダム、重倉川 計14カ所

条例に基づく区域指定による効果の検証結果

- ◎地域が抱えている課題や地域に求められていることと、区域指定の手法とがアンマッチ
- ◎区域指定は、区域の調査や住民合意（場合によっては合意に至らない）など、多大な労力を要するが、区域を指定するだけでは高い効果を得ることが難しい
- ◎流域の「景観」の保全・形成に向けては、地域住民や地域外の人による自発的な活動が求められるが、活動を後押しする手法として、区域指定ではなく、活動自体を評価し認定するなどの手法の方が適している可能性がある。

3 自然環境保全区域指定により目指す効果と効果を得るための手法の検討

- (1)自然環境保全区域の指定により目指す効果と条例に基づく保全手法の差異
- <自然環境保全区域の指定により目指す効果>
「鏡川水系の河川と一体となって自然度の高い環境を保ち、かつ、鏡川流域を象徴する景勝地たりうる区域」の価値を多くの人々と共有し、流域の保全意識向上を図る。
- <指定区域の保全手法>
開発行為に対する届出制

審議会から提案のあった自然環境保全区域指定の目的は、流域を象徴する景勝地の価値や魅力を多くの人に知ってもらうことで、流域の保全を図ることである。
しかしながら、条例に基づく自然環境保全区域の保全手法は、区域内での開発行為に届出を課すことにより、区域を開発から保全するものであり、指定済み区域の調査からも、条例に基づく区域指定は、指定のみでは、区域の保全に大きな影響を与えることができず、区域のより良い保全にはつながりにくいことが明らかとなっている。
そのため、効率的により高い効果を得るためには、条例に基づく区域指定ではない手法の検討が必要である。

(2)流域の価値や魅力を広めるための手法例

手法	手法の説明	メリット	デメリット
鏡川 20 景への登録	鏡川 20 景に新たなスポットとして追加する。	・登録及び登録解除を容易に行うことができる。 ・高知市が認めた区域としてお墨付きを与えることで、注目度が高まる。 ・補助金交付要綱の改正により、補助金を交付できる可能性がある。	・区域内での行為制限を課すことができない。 ・現状では、鏡川 20 景の知名度が低く、登録されることの価値が認められにくい。
鏡川清流保全基本計画への掲載	2027 年度に策定する次期鏡川清流保全基本計画のなかで、流域のなかで特に自然環境を保全すべき区域として掲載する。	・高知市の判断で掲載が可能 ・補助金交付要綱の改正により、補助金を交付できる可能性がある。	・区域内での行為制限を課すことができない。 ・掲載について、市民が知る機会が少ない。

2 条例に基づく区域指定による効果の検証

(1)指定済み区域の調査

- ①自然環境保全区域（鏡川清流保全条例第 16 条）の例
※「資料 3」の「3-(1)-①」参照
- ②里山保全地区（高知市里山保全条例第 6 条）の例
※「資料 3」の「3-(1)-②」参照

【指定済み区域への調査により明らかとなったこと】（再掲）

◎条例に基づく区域指定は、指定区域における開発への抑止力にはなるが、指定のみでは、区域の保全に大きな影響を与えることができず、区域のより良い保全にはつながりにくい。
里山保全地区は、開発から市街化区域の山を守るという条例制定当時の役割を一定果たしてきた。しかし、指定区域の保全に関わる担い手が減少している現在においては、条例による規制や補助金交付のみでは十分な里山保全につながりにくく、地域外からの里山への関わりや利活用が求められている。
自然環境保全区域のうち、神社にある森は、鎮守の森として管理者や周辺住民の保全意識が高く、開発の可能性も小さいことから、区域指定がされなくても良好な状態が保たれていたと考えられ、良くも悪くも指定による大きな影響を受けていない。

(2)有識者へのヒアリング調査

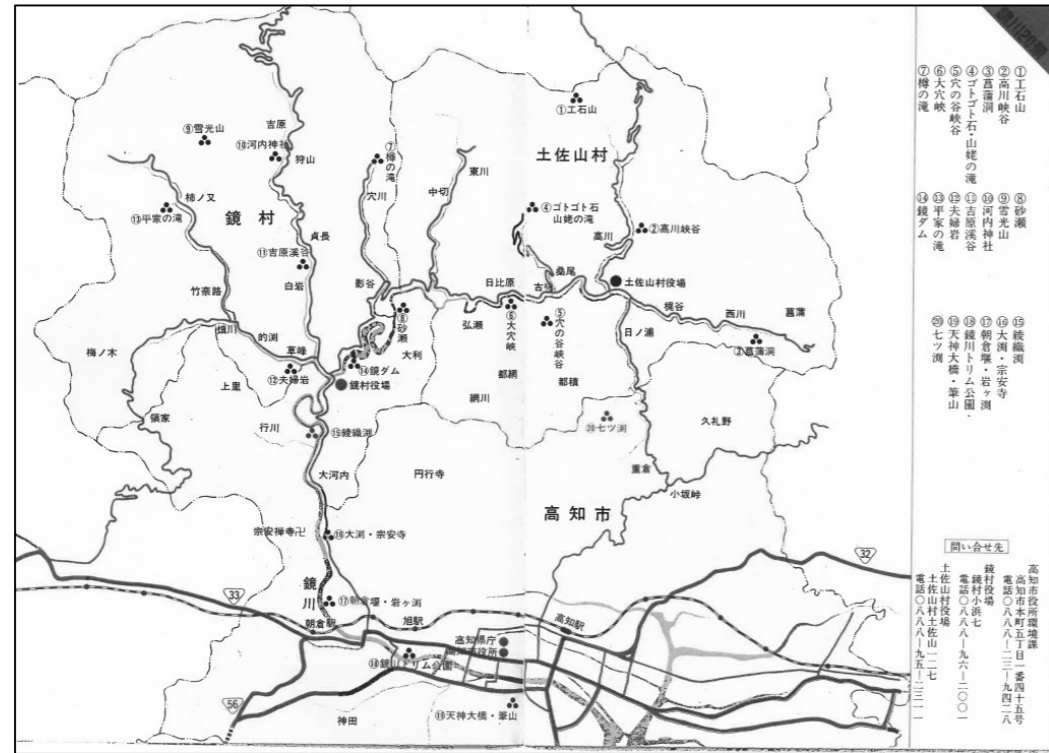
※「資料 3」の「3-(2)」参照

【有識者の意見】（再掲）

- ◎地域の活動を後押しする手法として、活動を認定する手法もある
- ◎高知市全体の景観形成について整理し、役割を確認する必要がある
- ◎補助制度の対象者拡大が必要
- ◎流域単位での相互連携・相互作用の関係作りが必要である。
- ◎ケースによっては区域指定が有効となる（「30by30」）
- ◎鏡川流域の自然への関心を高めるためには、流域の環境ブランドを高める必要がある。

(鏡川 20 景とは)

- ・昭和 61 年に、土佐山村、鏡村、高知市、高知県関係課からなる「鏡川流域協議会」が発足し、地域をまたいだ鏡川清流保全対策事業を実施。(フォトコンテスト、鏡川まつりへの出展、鏡川ウォッチングマップの製作等)
- ・そのなかで、鏡川流域協議会が昭和 61 年に鏡川 20 景を選定
- ・選定地：①工石山、②高川峡谷、③菖蒲洞、④ゴトゴト石・山姥の滝、⑤穴の谷峡谷、⑥大穴峡、⑦樽の滝、⑧砂瀬、⑨雪光山、⑩河内神社、⑪吉原溪谷、⑫夫婦岩、⑬平家の滝、⑭鏡ダム、⑮綾織淵、⑯大淵・宗安寺、⑰朝倉堰・岩ヶ淵、⑱鏡川トリム公園、⑲天神大橋・筆山、⑳七ツ淵
- ・昭和 62 年には、鏡川流域協議会により「鏡川 20 景ガイドブック」が作成され、広報が図られるも、現在は鏡川 20 景についてほとんど認知されていない。
- ・高知市が平成 22 年に発行した冊子「もいちど散策鏡川」では、鏡川の名所 15 カ所を紹介しており、多くが鏡川 20 景と重複している。



「こじゃんとえいちゃ鏡川」

4 自然環境保全区域に係る今後の取組

鏡川流域を象徴する景勝地を広報しながら、鏡川流域の特徴や魅力を強く打ち出しブランド化するなど、鏡川流域の価値を多くの人々と共有し、流域保全の意識向上を図るための効果的な手法について検討する。